

○ 名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 26 年 3 月 26 日

規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設の設置及び管理に関する条例(平成 26 年条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第 2 条 条例第 3 条の規定に基づき名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設(以下「6 次産業化支援拠点施設」という。)の使用の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設使用許可申請書(様式第 1 号又は様式第 2 号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可するときは、名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設使用許可書(様式第 3 号又は様式第 4 号)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の申請を不許可とするときは、名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設使用不許可通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

4 6 次産業化支援拠点施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、交付を受けた使用許可書を添えて様式第 1 号又は様式第 2 号により再度申請を行わなければならない。ただし、変更の内容が軽微である場合は、既に受理した申請書を適宜修正の上、新たに使用許可書を交付して使用させることができる。

5 6 次産業化支援施設のインキュベーター室の使用を許可する期間は、3 年以内とする。

6 インキュベーター室、ショップ、レストラン、観光ハウス、栽培ハウス及びハーブ園の利用者が使用の許可を更新しようとするときは、使用期間の満了の日の 1 月前までに、様式第 2 号により申請しなければならない。この場合において、申請に必要な添付書類は、既に提出した書類に変更があるもののみとする。

(使用許可の取消し)

第 3 条 市長は、使用の許可を取り消すときは、名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設使用許可取消し通知書(様式第 6 号)により通知するものとする。

(使用料の減免)

第 4 条 条例第 5 条の規定及び名護市公の施設の管理に関する基本条例(平成 16 年条例第 1 号。以下「基本条例」という。)第 21 条第 1 項第 3 号の規定により使用料を減額又は免除できる特別な理由があると認めるときは、次のとおりとする。

(1) 商品開発に関する技術講習会等を行うとき 全額免除

(2) 友好都市等の商品展示即売会等を開催するとき 全額免除

(3) その他市長が特に必要と認めるとき 減額又は免除

2 6 次産業化支援拠点施設の使用料の減額又は徴収の免除を受けようとする者は、名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設使用料減免申請書(様式第 7 号)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請の可否を決定したときは、名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設使用料減免決定書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(使用許可の取りやめ)

第 5 条 6 次産業化支援施設のインキュベート室、ショップ、レストラン、観光ハウス、栽培ハウス又はハーブ園の利用者が使用の許可の取りやめをしようとするときは、退去する日の 1 月前までに名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設使用取止届出書(様式第 9 号)に使用許可証を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした利用者は、退去予定日までに私有財産を全て撤去し、使用場所を原状回復しなければならない。

(利用時間)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の規定による 6 次産業化支援拠点施設の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

(使用料の還付)

第 7 条 基本条例第 22 条ただし書の規定により、使用料を還付することができる特別な理由があると認めるときは、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰すことのできない理由によって使用することができなくなったとき 全額

(2) 使用予定日前 7 日までに使用許可の取消しを願い出たとき 全額

(利用者の遵守事項)

第 8 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用を許可されていない施設を使用しないこと。

(2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(3) 危険物その他他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある物を持ち込まないこと。

(4) 関係職員の指示に従うこと。

(補則)

第 9 条 条例第 7 条の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、第 2 条及び第 3 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第 10 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 13 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の名護市農産物 6 次産業化支援拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 30 年規則第 9 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。